

いわき市客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所等において、市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける風俗関連の営業に係る客引き行為等を防止し、もってその生活の安全と平穩を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、公園、広場、駅、駐車場その他の公衆が通行し、又は出入りできる場所又は施設をいう。
- (2) 客引き行為 相手方を特定して、営業に係る客となるように、人を誘う行為をいう。
- (3) 接待 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。
- (4) 誘引行為 不特定の者に呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、営業に係る客となるように、人を誘う行為をいう。
- (5) 風俗案内 次に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者(次条第2項において「利用者」という。)の求めに応じ、有償又は無償で当該情報を提供することをいう。

ア 接待をして、飲食をさせる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)をする営業

イ 人の性的好奇心をそそる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)をする営業

(客引き行為等の禁止)

第3条 何人も、市長が規則で定める区域(以下「指定区域」という。)内の公共の場所等において、次の各号のいずれかに該当する行為の提供を受ける客となるように、客引き行為又は誘引行為をしてはならない。

- (1) 接待をして、飲食をさせる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)
- (2) 人の性的好奇心をそそる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)

2 前項に規定するもののほか、何人も、指定区域内の公共の場所等において、風俗案内の利用者となるように、客引き行為又は誘引行為をしてはならない。

(客待ち行為の禁止)

第4条 何人も、指定区域内の公共の場所等において、前条の客引き行為又は誘引行為をする目的で、当該行為の相手方となるべき者を待つてはならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 第3条の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

2 常習として第3条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第8条 この条例の適用に当たっては、何人の権利も不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して、他の目的のためにこれを濫用することがあってはならない。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月29日いわき市条例第38号)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の運用については、なお従前の例による。